

諮問番号：諮問第292号

答申番号：答申第292号

答申書

第1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 処分庁から保護費の減額に関する説明が一切なく、また、次のとおり保護費の減額がその都度違うのは社会通念上あり得ないし、信用ができない。

ア 令和6年7月22日付け生活保護変更決定通知書

【決定年月日】令和6年8月1日 【決定理由】繰越分割認定による
あなたに直接支払う保護費の額 67,240円

イ 令和6年7月30日付け生活保護変更決定通知書

【決定年月日】令和6年9月1日 【決定理由】繰越分割認定による
あなたに直接支払う保護費の額 56,922円

ウ 令和6年8月29日付け生活保護変更決定通知書

【決定年月日】令和6年10月1日 【決定理由】繰越分割認定による
あなたに直接支払う保護費の額 56,924円

(2) 支給される保護費では生活ができない、食べることができない、就職活動ができない、家賃・光熱水費・電話代が支払えない。

(3) 処分庁の担当ケースワーカーA（以下単に「A」という。）は、職業訓練に係る交通費や教材費が保護費から支給されるにもかかわらず、支給されないと虚偽の報告を

した。また、処分庁に来所するように言われたので、17時以降になる旨を何度も当日連絡したが、Aは帰宅しており、無責任な対応にはあきれられる。

- (4) 令和6年7月に担当ケースワーカーB（以下単に「B」という。）に保護費支給額67,240円では生活できないことを話した上で、保護費支給額の減額の理由を聞いたが、具体的な説明がなかった。

このことについて、北九州市小倉北区役所総務企画課広報広聴係に苦情を申し立てたところ、同月11日にBから保護費支給額の減額に関する説明を行ったことが記録されているとのことであったが、Bは公務員としてあるまじき虚偽の報告をしている。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人に係る保護費の算定については、法令等に則って適切に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 保護費の算定について

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和6年8月1日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人に係る同月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁の担当ケースワーカーに対する不満を述べているが、これらの主張は本件審査請求と無関係のものである。

(3) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年8月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年1月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件審査請求の対象は令和6年7月22日付けで行われた法第25条第2項の規定による保護変更決定処分であると主張しているが、当該処分は令和6年4月12日付けで行われた法第25条第2項の規定による保護変更決定処分（以下「4月12日付け処分」という。）に由来するものである。このことから、実質的に争われているのは、4月12日付け処分であると解されるため、本審査会では当該処分の適否について、以下判断する。

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

また、法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」とし、職権による保護費の変更を規定している。これは、被保護者ごとに異なる生活状況、経済状況が想定されることから、保護の実施機関として適正な保護を実施するため、いかなる場合にどのような保護を変更するかについて、被保護者の実情を把握している実施機関に広範な裁量権が認められているものと解される。

なお、処分に広範な裁量権が認められる場合、処分庁の処分が違法とされるのは、当該裁量権の範囲の逸脱又は濫用があった場合に限られると解される。

そこで、本件処分について裁量権の範囲の逸脱又は濫用がなかったかを検討すると、処分庁は、本件処分を行うに当たって、審査請求人世帯の収入状況や生活状況を鑑みたくて、法令及び保護の基準を当てはめて、保護費の算定を行っている。また、その算定についても誤りが無いものと認められる。

そのほか、保護費の算定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところはなく、裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。

また、本件処分に影響を与えるその他の事情もないので、本件処分に違法又は不当な

点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 平 岩 みゆき

委員 吉 岡 秀 樹